

さまざまな差別問題の解消に向けて、令和6年8月9日（金）に当館を参集会場に「第24回石西地区人権・同和教育研究集会」を開催し、「社会教育」と「学校教育」からの実践報告があり、326人（会場参加120・オンライン参加206）の方が参加されました。

社会教育からは「誰もが安心して暮らせる地域づくり～子ども食堂の取組から～」と題して、高津こども食堂の報告、学校教育からは「一步を踏み出せる子どもを育てるために」と題して、島根県高等学校・特別支援学校人権教育研究協議会石西地区より県立益田翔陽高等学校の実践報告がありました。

参加者から寄せられた、研修内容についての感想等は、以下の通りです。（一部抜粋）

●一人一人が差別の当事者であり、自分自身を見つめ直す必要性を強く感じた。差別解消に向けて熱い気持ちがある人に出会うことで、差別をしない・許さないという素地を育むことができると思った。●自分の心無い言葉で相手を傷つけないように、様々な考え方や環境にある他者の立場に立って考えるようにしたい。●貧困の子にしても高校生にしても、対象の子どもに寄り添う人は必要だと思う。高校生のSNSトラブルでは学校任せにする親の存在に驚いた。学校の見放さない対応が生徒にとっては救いになると感じた。●当たり前にしてきたことや当然と思っていたことが今の時代では通用しないことがたくさんある。今回の報告を聞き今一度、考え直さなければならぬと思った。●一人一人が自分自身のこととして考えられることが始まりであり、とても大切なことであると感じた。思いのこもった丁寧な取組の発表でとても学びになった。●現代の子どもの中には「人と関わらなければいい」という考えが多いとの内容に驚いた。人権の学び方・工夫の仕方等々、どうすれば心に響くのかを考えアプローチしていくことが必要であるかを改めて学ぶことができた。これからの仕事に活かしたい。

子どもを取り巻く課題に向き合い、それぞれの立場で実践している2つの報告を聞いた後、子どもに対する日々の向き合い方や、どう取り組んでいるかについて意見交流をしました。

誰もが安心して生活できる社会の実現に向けて、大人がどう変容し、次の行動にどう繋げていくかが、求められているのではないのでしょうか。



### ◆「すこやか♡すこカフェ」開催中◆

地域住民の孤立・孤独等々の解消に向けて安心して過ごせる居場所づくりを目的として、7月9日に益田市社会福祉協議会のご協力をいただき第1回目を開催しました。

麦茶コーナー、紙芝居や絵本読み聞かせ、DVD視聴、軽運動ほか盛り沢山の内容で10時から12時の間に周辺住民18名が参加されました。来年3月まで毎月1回開催します。

7月9日（火）	8月13日（火）	9月10日（火）
10月8日（火）	11月12日（火）	12月17日（火）
1月14日（火）	2月18日（火）	3月11日（火）

参加申込は不要です。みなさまの参加をお待ちしております。

\*当館では、生活相談等を随時受付しております。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。また、弁護士や行政書士等による無料相談会（要予約）も開催しています。詳細は問い合わせください。

## 新着 DVD 入荷…貸出しま～す

タイトル	テーマ：内容	時間
今 企業に求められる 「ビジネスと人権」への対応	企業は自社事業に関わる全ての従業員はもちろん、ステークホルダーと呼ばれる取引先の従業員や顧客、消費者、地域住民など関わる全ての人の人権を尊重することが求められています。企業が人権に関する取組を進めるにあたり参考となる情報等々を紹介します。	36分
島根県パートナーシップ 宣誓制度 島根のちょっこしLGBTQ	LGBTQ とは何か。現社会におけるLGBTQ の課題。多数派が正しいとは言えない多様性の社会。互いが幸せに生きていくことを認め合う必要性他、島根県パートナーシップ宣誓制度の説明。	5分
性の多様性とLGBTQ+	「性のあり方」はとても多様で全ての人々にかかわりがあるものです。基礎知識を分かり易く解説しながら、インタビューを通して性的マイノリティを取り巻く実情を知り、理解を深め多様性を尊重した誰もが過ごしやすい社会について考えましょう。	28分

\*人権センターでは、各種人権課題に応じた啓発用 DVD や書籍を無料で貸出しております。各地域において小グループの会合や、各種サロン等開催時の人権研修にご活用ください。タイトルや内容につきましては、お問い合わせください。 人権センター 31-0412

## 人権に配慮した住みよいまちづくりのために みんなで守ろう自治会・町内会 Q&A

Q：自治会や町内会（組や班）ってなに？

A：一定区域に居住する人々が、住民相互の親睦交流を図り、それぞれの地域において様々な課題を解決することを目的として、自主的に組織された住民組織です。



Q：加入は強制なの？

A：強制ではありません。あくまでも任意加入ですが、昨今の風水害や震災等の避難時には、居住者の把握ができていて協力し合うことができます。また、居住地の防犯灯やごみステーションの維持管理など、生活に密着することも住民の皆さんの合意により活動が行われていることから、町内における「共助」は日常生活を営む上で大切なことです。

Q：突然役員に選出されたのですが、拒否することはできるの？

A：どの地域も少子高齢化による人口減少に伴い、役員選出には苦慮しているところが多いようですが、男女共同参画の視点も取り入れながら、個人個人の生活の実情に配慮した選出方法を考えましょう。例えば、「選挙」「輪番制」「推薦」「抽選」等々ありますが、強制的な選出では地域コミュニティの崩壊や人権侵害問題に発展する場合もあるので、加入者の人権に十分考慮しつつ過去の踏襲に捉われず町内でしっかり話し合って決定しましょう。

Q：自治会や町内会でのトラブルについて、市行政は何かしてくれるの？

A：市行政が直接立ち入って指導することは、自主性や自立性を阻害することになるため、原則いたしません。

お困りごとがありましたら何でもご相談ください。

自治会に関すること 連携のまちづくり推進課 31-0600  
人権に関すること 人権センター 31-0412